

悪臭の特定施設・特定作業一覧

特定施設（館山市公害防止条例施行規則第 1-1）

番号	施設の種類		番号	施設の種類			
1	食料品製造の用に供する施設	ア 乾燥施設	6	ゴム製品製造の用に供する施設	ア 加硫施設		
		イ 粉碎施設			イ 混練施設		
		ウ たん白質分解施設			イ 粉碎施設		
2	繊維工業 （衣服その他の繊維製品に係るものを除く）の用に供する施設	ア 樹脂加工施設	7	窯業，土石製品製造の用に供する施設	イ 混合施設		
		イ 漂白施設			ウ 熔融施設		
		ウ 植毛施設			エ 焼成施設		
		エ 製綿施設			オ 乾燥施設		
3	木材・木製品の製造，パルプ・紙・紙加工品の製造の用に供する施設	ア タール，アスファルト合浸施設			8	鉄鋼，非鉄金属，金属製品，機械，機械器具製造の用に供する施設	カ 研磨施設
		イ 吹付塗装施設					キ 選別施設
		ウ くん蒸施設					ク 粉体用コンベヤー施設
		エ 漂白施設					ア 非鉄金属熔融施設
		オ 切断施設					イ 熔融めつき施設
		カ 粉碎施設					ウ 電気めつき施設
4	出版，印刷，これらの関連作業の用に供する施設	ア グラビア印刷施設			9	その他の製造等の用に供する施設	エ 酸洗施設
		イ 金属板印刷施設					オ エッチング施設
5	化学工業の用に供する施設	ア 反応施設	9	その他の製造等の用に供する施設			カ 吹付塗装施設
		イ 精製施設					キ 乾燥焼付施設
		ウ 抽出施設					ク 粉碎施設
		エ 電解施設					ケ 配合施設
		オ 重合施設					コ 電解施設
		カ 蒸発濃縮施設					サ 精錬施設
		キ 乾燥施設					シ 研磨施設
		ク 焙焼施設					ス 粉体用コンベヤー施設
		ケ 粉碎施設					ア 吹付塗装施設
		コ 造粒施設					イ 乾燥焼付施設
		サ 混合施設			ウ 電気めつき施設		
		シ 分解施設			エ 貝がらの粉碎施設		
		ス 合成施設			オ 鶏ふんの乾燥施設		
		セ 蒸留施設					

特定作業（館山市公害防止条例施行規則別表第 2-1）

番号	作業の種類	番号	作業の種類
1	ブラスト（サンブラストを含む）、タンブラストによる金属の表面処理	12	動物質臓器、骨、排せつ物を原料とする物品の製造
2	鉛、水銀、これらの化合物を原料とする物品の製造	13	動植物油の精製
3	農薬、化学肥料の製造	14	油かんその他のあきかんの再生
4	貝灰の製造	15	油脂の採取、加工 石けんの製造
5	綿の製造、再生	16	金属の圧延、熱処理
6	金属箔、金属粉の製造	17	自動車を解体する作業
7	石綿、岩綿、鉍さい綿、石膏の製造、加工	18	紙、パルプの製造
8	合成樹脂の製造、加熱、加工 ファクチスの製造	19	羊毛、羽毛の洗浄、加工
9	動物質廃棄物の焼却作業	20	たん白質の加水分解
10	溶剤、ラバーセメントを用いるゴム製品の製造、加工	21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
11	ドライクリーニング	22	番号 1～21 の作業のほか、製造、加工、精製、修理の行程において、次の物質を使用、発生させる作業 <ul style="list-style-type: none"> ・アンモニア ・弗素化合物 ・シアン化水素 ・ホルムアルデヒド ・メタノール ・硫化水素 ・塩化水素 ・窒素酸化物 ・ ・アクロレイン ・亜硫酸ガス ・塩素 ・二硫化炭素 ・ベンゼン ・硫酸（三酸化いおうを含む） ・ホスゲン ・クロルスルホン酸 ・臭素 ・メルカプタン ・一酸化炭素 ・よう素 ・ トルエン ・フェノール ・ピリジン

※特定施設を設置して行う作業は除く